

認知症対応型共同生活介護事業
(介護予防認知症対応型共同生活介護事業)

利用契約書

社会福祉法人 興 愛 会

夢の村グループホーム

「認知症対応型共同生活介護事業(介護予防認知症対応型共同生活介護事業)」 利用契約書

◆ ◇目次◇ ◆

第一章 総則	第四章 損害賠償（事業者の義務違反）
第1条（契約の目的）	第11条（損害賠償責任）
第2条（契約期間）	第12条（損害賠償がなされない場合）
第3条（特定施設サービス計画の決定 ・変更）	第13条（事業者の責任によらない事由に よるサービスの実施不能）
第4条（介護保険給付対象サービス）	第五章 契約の終了
第5条（介護保険給付対象外のサービス）	第14条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第6条（運営規程の遵守）	第15条（契約者からの中途解約）
第二章 料金	第16条（契約者からの契約解除）
第7条（サービス利用料金の支払い）	第17条（従業者からの契約解除）
第8条（利用料金の変更）	第18条（精算）
第三章 事業者の義務	第六章 その他
第9条（事業者及びサービス従業者の義務）	第19条（契約当事者の変更）
第10条（守秘義務等）	第20条（苦情処理）
	第21条（協議事項）

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 興愛会（以下「事業者」という。）は、契約者が夢の村グループホーム（以下「グループホーム」という。）において、事業者から提供される認知症対応型共同生活介護事業(介護予防認知症対応型共同生活介護事業)サービス[以下「サービス」という。]を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。本契約は、別途作成される重要事項説明書に付随するものとします。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定めるサービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービスの内容（ケアプランを含む）（以下「サービス計画」という。）は、別紙『(サービス利用)』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約満了日の2日前までに契約者から事業者に対して文章により契約終了の申し出がない場合には、契約は更新されたものとします。

第3条（特定施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、計画作成担当者に第1条第2項に定めるサービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 サービス計画は、計画作成担当者がサービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当者に、サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議してサービス計画を変更するものとします。

- 4 事業者は、サービス計画を変更した場合には契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、グループホームにおいて、契約者に対して入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- ① 洗濯、掃除等の家事
- ② 買い物時の輸送、行政機関の手続きの代行
- ③ 教養娯楽設備の提供あるいはレクリエーション行事

- 2 前項に掲げる他、事業者は契約者との合意に基づき以下のサービスを提供します。

- ① 利用者に対する食事の提供（食事材料費）
- ② 利用者に対する居室の提供（家賃）
- ③ 契約者に対する理美容サービス（理美容費）
- ④ 遠足、旅行（交通費、宿泊費）
- ⑤ 病院受診等の介助

- 3 前項に定めるサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 本契約における運営規程については、本契約に付属するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者を支払うものとします。
ただし、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者はおむつ代等第4条及び第5条に定めるサービスの提供において必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 4 第3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は併設する指定介護老人福祉施設看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。（年2回夜間及び昼間を想定した非難訓練を、入居者も参加して実施します。）
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する特定施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを開示し、複写物を交付するものとします。
- 7 サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な措置を講じるものとします。
- 8 年1回、自ら評価（自己評価）を行った上で評価期間による評価（外部評価）をうけ、結果を利用申し込み者又はその家族に対する説明を行い又共同生活住居内の見やすい場所に掲示・閲覧に供するほか、家族に送付することなどにより開示し、常にその改善を図ります。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者または従業員はサービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 11 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 12 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 13 条（事業者の責任によらない事由によりサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いについては第 7 条第 5 項の規定を準用します。

第五章（契約の終了）

第 14 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立もしくは要支援1・要支援2と認定された場合
- ③ グループホームへの入居契約が終了した場合
- ④ 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由によりグループホームを閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な損失により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ グループホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ 利用者が病気の治療等その他のため14日以上グループホームを離れることが決まった場合
- ⑧ 第15条から第17条にもとづき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項各号により、本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう勤めるものとします。

第15条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第6条第3項、第8条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

第16条（契約者からの契約解除）

- 1 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施しない場合
 - ② 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ④ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 17 条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② 契約者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

第 18 条（精算）

第 16 条第 1 項により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

その際、1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払いについては第 7 条第 5 項を準備します。

第六章（その他）

第 19 条（契約当事者の変更）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します

第 20 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 21 条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者住所 宮崎県西諸県郡高原町大字広原 3821-1
事業者名 社会福祉法人 興愛会
夢の村 グループホーム
代表者氏名 理事長 原田 武寛 印

契 約 者

住 所

氏 名

印

代 理 人

住 所

氏 名

印